# 東洋紡健康保険組合並びに東洋紡㈱が 共同で実施する健康診査事業の公表について

# 東洋紡健康保険組合並びに東洋紡㈱が共同で実施する

## 健康診査事業の公表について

東洋紡健康保険組合 理事長 稲田 武彦

個人情報保護法においては、個人情報を第三者に提供する場合、原則として本人の同意が必要となります。ただし、①委託先への提供、②合併等に伴う提供、③グループによる共同利用については、法律上、第三者提供に当たらないこととなっています。東洋紡健康保険組合では、健康診査事業について、東洋紡㈱と共同実施し、健診データを共同利用しております。

したがって、法律で求められている①共同利用する旨、②共同利用する個人データ項目、③共同利用する者の範囲、④共同利用する者の利用目的、⑤個人データ管理責任名について、次のように公表いたします。

#### 1. 東洋紡㈱との健康診査事業の共同実施について

当組合では、被保険者(従業員)の健康管理を考える上で効率的、効果的であるため、母体企業である東洋紡㈱とともに、健康診査事業を共同実施することとしました。

## 2. 共同利用する健診データ項目について

東洋紡㈱が行う労働安全衛生法に定める健診項目(法定健診)、特定健診項目(質問票含む) オプション検査等の付加検査項目、二次検査結果

#### 3. 健診データを共同利用する者の範囲について

- ・東洋紡㈱人事・労務総括部、労務部厚生・健康管理グループ 東洋紡㈱各事業所総務部
- · 東洋紡健康保険組合

#### 4. 健診データを共同利用する者の利用目的について

・ 東洋紡㈱人事・労務総括部、労務部厚生・健康管理グループ及び各事業所総務部においては、 労働安全衛生法の目的に沿って、職場における労働者の安全と健康を確保するとともに、快適 な職場環境の形成を促進します。また、職場だけでなく、労働者が健康な日常生活を送れるよ うに、東洋紡健康保険組合とともに、健康の保持・増進に努めます。

具体的健診データの利用は、厚生・健康管理グループ及び各事業所総務部にデータ保存し、 当社産業医の判定と指示にしたがって、当社保健師等による健康相談、健康指導を実施します。

・ 東洋紡健康保険組合においては、健康保険法第150条の趣旨に則り、東洋紡㈱人事・労務総括 部、労務部厚生・健康管理グループ及び各事業所総務部とともに、被保険者の健康の保持・増 進に努めます。 具体的健診データの利用は、健保組合のコンピューターにデータ保存し、事業主の産業医、保健師等による健康相談、健康指導を実施します。また、生活習慣病対象者及びその予備軍を、健診データを基に抽出し、健康教育等を行います。

### 5. 健診結果データの管理責任者の氏名又は名称及び住所並びに法人の代表者氏名

東洋紡健康保険組合

大阪府大阪市北区梅田一丁目 13番1号

理事長 稲田 武彦

管理責任者 常務理事

東洋紡株式会社

大阪府大阪市北区梅田一丁目 13番1号

代表取締役 竹内 郁夫

管理責任者 人事・労務総括部、労務部厚生・健康管理グループマネジャー